

職長能力向上教育のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会

職長は現場において労働者を直接指導・監督する人で、現場における安全衛生の「要の役」にあたることから、製造業等、一定の業種の新任の職長に対しては、労働安全衛生法第 60 条により職長教育の実施が義務付けられています。

また、労働安全衛生法第 19 条の 2 で規定する「能力向上教育」を概ね 5 年ごとに実施することが施行通達で示されています。

このたび、和歌山県労働基準協会では、「職長能力向上教育」を下記により実施することといたしました。

能力向上教育の時期にあたる職長が在職する事業場におかれましては、この機会を逃すことなく、受講していただきますよう、ご案内いたします。

1. 日 時 令和 8 年 1 月 1 9 日（月） 9 時～
2. 場 所 和歌山市西浜 1 0 1 4 番地 2 7
公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室
3. 定 員 5 4 名（定員になり次第締切り）
4. 受講資格 職長教育受講後、概ね 5 年が経過する者
5. 受講料 会 員： 7,590 円（受講料 6,600 円、テキスト代 990 円）
非会員： 8,690 円（受講料 7,700 円、テキスト代 990 円）
※受講料は、開講 7 日前までに必ずご入金下さい。（土日を除く）

受講料振込先

紀陽銀行本店営業部 普通 1 9 9 4 4 7 0
口座名：公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 申込方法
ホームページから WEB 予約後、特別教育等共通申込書に必要事項を記入の
うえ FAX、又は郵送にてお申込みください。
7. 問合せ・申込み先
〒641-0036
和歌山市西浜 1 0 1 4 番地 2 7
公益社団法人和歌山県労働基準協会
T E L : 073-446-7000 F A X : 073-447-9313
<https://www.warouki.or.jp/>

